

# 南中円卓会議とは（４）

## 南中学校区地域コミュニティ円卓会議会則

（名称）

第1条 この会議は、南中学校区地域コミュニティ円卓会議（略称 南中円卓会議。以下「会議」）という。

（基本的な考え方）

第2条 市が定める自治基本条例に則り、市民と行政が地域の課題とビジョンを共有し、市民参画と協働による「新しいまちづくり」を行う。

2 会議と各団体は対等の関係であり、お互いの活動を尊重するとともに、良い連携を保ちながら相互補完を図る。

（目的）

第3条 この会議は、市民自らが考え行動することを前提に、南中学校区内で様々なテーマに基づき活動する団体等が自主的に集まり、地域内における課題とその解決に向けた話し合いを行い、合意した事業および活動について、自らが「まちづくり」を進めると共に、市に事業提案することを目的とする。

（構成員等）

第4条 会議は、次の団体に所属する代表者および推薦者ならびに第2項で規定する地域住民等（以下「構成員」という。）で構成する。

（1）地域内の自治会、住宅会およびマンション管理組合

（2）地域内のNPOや市民活動団体、事業所等

2 新しいまちづくりに参画を希望し自治会が推薦する地域住民等

（組織）

第5条 会議は総会、理事会、部会および事務局で組織する。

2 総会は、会議の最高審議・決議機関であり、第4条第1項に規定する団体等に所属する代表者および議長推薦者等（以下「代議員」という。）で構成する。

3 理事会は、第6条に規定する役員および事務局で構成する。ただし、議事によっては、拡大理事会として、議長が指名する役員以外の代議員が構成員に加わることができる。

4 部会は、総務部会、広報部会、地域コミュニティ部会、福祉・青少年健全育成部会、環境部会、防犯・防災部会とする。

5 必要に応じて、その他の部会を置くことができる。

（役員）

第6条 会議に次の役員を置く。

（1）議 長 1名

（2）副議長 2名

（3）理 事 若干名

（4）部会代表 各部会1名

（5）会 計 1名

（6）監 事 1名

（7）事務局代表 1名

2 役員（事務局代表を除く）は、構成員の中から立候補した者または構成員から推薦された者について、総会で承認された者とする。

3 事務局代表は、事務局員から推薦され、総会で承認された者とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 議長は、会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会での議案審議や運営を行う。
- (4) 部会代表は、事業別に設ける部会を総括する。
- (5) 会計は、会議の運営に伴う経理事務を担当する。
- (6) 監事は、会議の会計監査の事務を担当する。
- (7) 事務局代表は、事務局を総括する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

(会議)

第9条 総会および理事会は、議長が招集する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、議長は速やかに総会または理事会を招集しなければならない。

2 総会および理事会に出席できない代議員および役員は、その権限の行使を他の代議員(理事会の場合は他の役員)に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、議長に委任したものとみなす。

3 総会および理事会は、委任状を含め代議員および役員過半数の出席により成立する。

4 部会については、別途定める部会規程に基づくものとする。

(決議)

第10条 会議の議事は、理事会がまとめ、理事会の審議を経て総会に諮り審議・議決されるものとする。ただし、緊急を要する議案は、直接総会に諮り審議・議決することができる。

2 総会および理事会の議事は、委任状を含め出席者の過半数によって決するものとする。

(予算措置および経費)

第11条 会議は、市の年度計画に基づき、会議で合意した事業等の予算措置を提案する。

2 会議の経費は、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

3 市へ提出する補助金実績報告のほか、必要な経費については別途定めるものとする。

(会計年度)

第12条 会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この会則の改廃については、総会で審議し、議決するものとする。

2 この会則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、理事会が協議して定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成21年2月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月8日から施行する。